

(2) 財産処分

- ▶ 補助金の交付を受けた以降で、処分制限期間内に車両(「取得財産等」という)を、処分しようとする場合には、手続きが必要です。

☆取得財産等の処分に該当する行為

補助金の目的は、クリーンエネルギー自動車の利用によって地球温暖化や大気汚染の原因となる自動車の有害な排出ガスの排出量低減に貢献することです。
これに反する以下の行為は取得財産等の処分に該当する行為となります。
①補助金の目的に反する使用 ②譲渡 ③交換 ④貸付 ⑤廃棄 ⑥担保に供すること

<処分制限期間内に取得財産等の処分をする場合の注意事項>

①手続き	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 処分をする前にセンターに「財産処分承認申請書」を提出し、承認を受けなければなりません。 承認する場合には、承認の通知を発送します。 ▶ 補助金交付を受けた年度によって「財産処分承認申請書」の様式が異なりますので注意して下さい。 ☞年度別の財産処分承認申請書は、IV. 様式集を参照 <p>【年度ごとに様式が異なる理由】 本補助金事業は単年度事業で、年度によって事業の内容、財産処分制限期間、補助金交付の根拠となる交付規程が異なるため、それらを区別する必要があるためです。</p>
②補助金の扱い	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 保有期間や処分の事由等によって、センターが算定した金額の補助金を指定された期限までに返納しなければなりません。 補助金の返納額は、減価償却資産における償却の考え方にに基づき算定します。 期限までに返納されないときは、未返納の金額に対して、返納期限の翌日からの期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金の納付をお願いすることがあります。 ▶ その処分が本人責めに帰さないやむを得ない事由によるものとして以下に該当する場合は、補助金の返納は必要ありません。 <ul style="list-style-type: none"> i. 取得財産等が天災等により走行不能となり抹消処分した場合 ii. 取得財産等が過失の無い事故により走行不能となり抹消処分した場合 iii. その他センターが特に認める場合 ▶ 補助金の返納を求められた場合、補助金の返納が完了するまで新しい補助金交付申請はできません。

✖無届で財産処分をした場合

- ▶ センターの承認を得ずに、処分制限期間内に財産処分を行ったことが判明した場合は、補助金の全部の返納を求められることがあります。

その場合、補助金を受領した日から返納の日までの日数に応じて、返納額に年利10.95%の割合で計算した加算金の納付も併せてお願いすることがあります。

☆(注意) センターでは、定期的に、補助金を交付した車両の保有状況を調査しています。